

総務財政委員会 令和5年9月19・20日
選挙管理委員会事務局 資料1番
所管 選挙管理委員会事務局

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

公職選挙法第112条において、当該選挙の期日から3か月以内に地方公共団体の議員に欠員が生じた場合には、繰上補充のための選挙会を開き、当選人を定めなければならないとされている。

また、都内の自治体では、昨今統一地方選挙の選挙結果に対する異議の申出が数多く出されており、この申出が認められた場合には、選挙結果の更正決定のための選挙会を開催することになる。

よって、この繰上補充及び更正決定のための選挙会における選挙長及び選挙立会人の報酬額を規定する。

2 改正点

繰上補充及び更正決定に係る選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬額について、以下のとおり、条例第2条第3項に規定する。

区分	単価	現行
選挙長	6,000	規定なし
選挙立会人	5,000	規定なし

3 施行予定日

公布の日

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成5年条例第34号）新旧対照表

新	旧
○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する 条例	○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する 条例
昭和34年3月31日 条例第1号	昭和34年3月31日 条例第1号
改正 昭和34年3月31日第1号 昭和37年6月15日第10号 昭和40年6月7日第31号 昭和43年6月3日第20号 昭和46年3月20日第3号 昭和48年3月31日第3号 昭和50年3月31日第29号 昭和54年3月20日第4号 昭和58年3月23日第20号 昭和62年3月13日第4号 平成元年12月15日第52号 平成3年3月15日第1号 平成4年6月26日第33号 平成7年6月30日第29号 平成13年3月16日第11号 平成15年10月15日第39号 令和元年10月1日第16条 令和3年3月12日第8号 令和5年 月 日第 号	改正 昭和34年3月31日第1号 昭和37年6月15日第10号 昭和40年6月7日第31号 昭和43年6月3日第20号 昭和46年3月20日第3号 昭和48年3月31日第3号 昭和50年3月31日第29号 昭和54年3月20日第4号 昭和58年3月23日第20号 昭和62年3月13日第4号 平成元年12月15日第52号 平成3年3月15日第1号 平成4年6月26日第33号 平成7年6月30日第29号 平成13年3月16日第11号 平成15年10月15日第39号 令和元年10月1日第16条 令和3年3月12日第8号
第1条 (略) (報酬の額)	第1条 (略) (報酬の額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び他の法律に基づく <u>2以上</u> の選挙及び投票を同時に行う場合における選挙長等の報酬は、 <u>1の選挙</u> 又は投票の報酬額を超えることができない。	2 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び他の法律に基づく <u>二以上</u> の選挙及び投票を同時に行う場合における選挙長等の報酬は、 <u>一の選挙</u> 又は投票の報酬額を超えることができない。
<u>3 前2項の規定にかかわらず、大田区選挙管理委員会が管理する選挙につき、更正決定又</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<p><u>は繰上補充に係る選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、選挙会ごとに、次に掲げるとおりとする。ただし、更正決定又は繰上補充に係る2以上の選挙会を同日に行う場合においては、1の選挙会の報酬額を超えることができない。</u></p> <p><u>(1) 選挙長 6,000円</u></p> <p><u>(2) 選挙立会人 5,000円</u></p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p><u>付 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>